

令和 7 年 第 5 回 嘉 麻 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

招集年月日	令和 7 年 4 月 10 日					
招集の場所	嘉麻市役所 5 階 会議室					
開閉会日時 及 び 宣 言	開会 令和 7 年 4 月 10 日 10 時 30 分		開会宣言	縄 田 緑		
	閉会 令和 7 年 4 月 10 日 11 時 30 分		閉会宣言	縄 田 緑		
付議案件	①議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 件) ②議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (変更申請) (1 件) ③議案第 18 号 農用地利用促進計画 (案) の意見聴取について (12 件) ④証明第 2 号 非農地証明について (1 件) ⑤通知第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (8 件)					
出席及び欠席	出席 15 名		欠席 0 名			
議事録署名委員	3 番	田 中 秀 一	4 番	長野美津子		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松 尾 典 子	庶務係長	伊 藤 紀 子		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	森 田 祐 二	○	9	白 土 良 一	○
	2	中 村 由 美	○	10	縄 田 和 博	○
	3	田 中 秀 一	○	11	川 原 田 剛	○
	4	長野美津子	○	12	野 見 山 保	○
	5	松 隈 進	○	13	藤 島 進	○
	6	山 田 恵 子	○	14	縄 田 緑	○
	7	中 島 清	○	15	山 崎 健 一	○
	8	伏貫喜久男	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠

第 5 回嘉麻市農業委員会総会（令和 7 年 4 月 10 日）

事 務 局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員 15 名中、欠席者なしであり、過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、総会は成立していますのでご報告いたします。 本日の資料の確認をさせていただきます。 事前に配布しておりました令和 7 年第 5 回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の 2 点です。ご確認をお願いいたします。 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。
副 会 長	只今から令和 7 年第 5 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事 務 局	続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。
会 場	【農業委員会憲章朗読】
事 務 局	ご着席下さい。
事 務 局	それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
議 長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会 場	(異議なしの声あり)
議 長	署名委員につきましては、 3 番 田中委員と 4 番 長野委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。 議案第 16 号を議題といたします。
議 長	事務局に説明をお願いします。
事 務 局	それでは、1 ページをお願いいたします。 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和 7 年 4 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

議 長	審議番号 1 番について説明に入りますが、通常、事務局からと農地利用最適化推進委員に地域からの説明をしていただきますが、4/1 に推進委員の決定をしていただき、この総会の後に委嘱をするため、今回は事務局の説明のみとなります。それでは事務局、説明をお願いします。
事 務 局	今月は、農地法第 3 条関係におきまして、3 件の申請が出ております。それでは、2 ページをお願いいたします。 農地法第 3 条関係 審議番号 1 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：1,127 ㎡ 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇 (64) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (82) 譲受人耕作地：自作地 3,576.00 ㎡ 借入地 15,193.00 ㎡ 計 18,769.00 ㎡ 権利内容：所有権移転 売買
事 務 局	この申請は、譲受人の〇〇 〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議 長	只今、事務局の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？
会 場	(なしの声あり)
議 長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局	農地法第 3 条関係 審議番号 2 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：1,529 ㎡ 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇 (53)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (74)
譲受人耕作地：自作地 1,408.00 m² 借入地 7,359.00 m²
合計 8,767.00 m²
権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

松隈委員 5 番松隈です。登記面積で 1,529 m²、耕作面積が 8,767 m²というこの差っていうのは何でしょうか？

事務局 登記面積は今回申請のあった申請地の面積になります。耕作面積は、今回譲り受ける方の全体の耕作面積になります。

議長 そのほか質問はありますか？

会場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして審議番号 3 番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第 3 条関係 審議番号 3
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：畑 地積：416 m²
申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (97)
申請人譲渡人：宗像市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇 (75)
譲受人耕作地：自作地 6,742.00 m²
権利内容：所有権移転 売買

事務局		この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、5ページに位置図、6ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議会	議長	只今、事務局の説明が終わりました。 審議番号3番について、ご質問はございませんか？
	会場	(なしの声あり)
	議長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
議会	会場	【挙手】
	議長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議案第17号を議題といたします。
事務局		それでは、3ページをお願いいたします。 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり変更申請があったので審議に付する。 令和7年4月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一
事務局		今月は、農地法第5条関係におきまして、1件の変更申請が出ております。 それでは、4ページをお願いいたします。
事務局		農地法第5条関係 審議番号1 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：2,340㎡ 外24筆 申請人譲受人：東京都〇〇〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇（82） 外5名 転用目的：蓄電池設備の設置 農地区分：第1種農地
事務局		この申請は、令和5年10月の農業委員会総会に諮り、令和5年12月12日に許可を受けた嘉麻市〇〇の農地を大規模蓄電池設備の農地法第5条申請のレイアウト変更に伴うものです。 新任の委員もおられるため、事業内容の説明からいたします。

令和 4 年 4 月に安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、そのひとつとして、電気事業法の一部改正も含まれており、設備容量を適切に把握し、需給ひっ迫時に供給力を活用できるよう、10メガワット以上の大型蓄電池から放電する事業が発電事業に位置付けられました。

発電事業に位置づけられたことにより、蓄電設備の設置が「土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業（農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号ホ、農地法施行規則第 37 条第 1 号）として、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものです。

土地収用法第 3 条第 17 号に規定する電気事業法による「発電事業」に該当するものかどうかは国土交通省・不動産建設経済局総務課土地収用管理室及び、経済産業省・資源エネルギー庁・新エネルギーシステム課にて確認を行っております。

今回の事業は、九州で建設過多となった太陽光発電で、昼間に発電され、余剰となり、九州電力に出力抑制制限をうけ、廃棄されている電力を蓄電し、夕方から夜間にかけて電力が不足する時間帯に九州電力に放電するというシステムとなっています。

今回の変更は、蓄電池が小型化されたことにより、農地以外の雑種地に建設予定であった変電施設が農地部分に建設され、また地元の要望により、緊急車両の駐車場敷きを新たに設けるものです。

市道法面や進入路における道路占用許可、市道の形状変更及び農道占用許可については、前回申請時、令和 5 年 9 月 25 日に許可済となっております。

事務局 資料といたしましては、7 ページに位置図、8 ページに申請地図、9 ページに事業全体計画見取図 変更前、10 ページに土地利用計画平面図 変更前、11 ページに土地利用計画平面図 変更後、12 ページに縦横断図 変更前、13 ページに縦横断図 変更後を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

松隈委員 蓄電池設備の計画が次々あるので質問です。
面積はどのくらいですか？

事務局 10,000 m²です。

松隈委員 10,000 m²ということは、1ha。ソーラーパネルとかはないわけですね？

事務局 ソーラーパネルは第 1 種農地には建設できません。

松隈委員 それで、蓄電設備が約 1ha の面積に設置されるんですね。

事務局 そうです。

松 隈 委 員	こういった案件があって、蓄電設備で 1ha というのは結構な面積かなと思います。 今後の参考に 1ha の面積ができるということはどれくらいの蓄電能力があるのかなと。
事 務 局	蓄電池が 16 基なので。 25000 キロワットですね。25 メガ。最大がですね。
松 隈 委 員	最大蓄電量が 25 メガワットの蓄電設備で約 1ha の農地を必要とするということですね、そういったことを知っておくと今後このような申請がある際に分かりやすいかなと思います。
事 務 局	今回の面積に対する蓄電量ということですけど、若干住宅地とかが近いので住宅地に配慮したグリーンゾーンや資材置場を設置して、山付きの方に蓄電池を寄せるというような配慮をしたうえで、駐車場も設置するということです。 面積とメガワット数の関係は今回 1ha に 25 メガワットということとは違ってくると思います。配慮するための面積等も必要となってきますので。必要面積ということとは違ってくると思います。
川 原 田 委 員	インバーター設備は将来にわたって、騒音の問題がですね、ソーラーパネルのシステムにしても大型になってメガパネルになってくると、インバーター設備からの騒音が近隣の住宅に影響を与えているわけですね。 私共のところでも、大型の設備があってインバーター設備で悩まされている住民の方がおられますので。10 年くらい前からすれば騒音レベルがかなり下がってきたというか性能が向上してきたという認識はあるんですが、騒音問題が近隣住宅に迷惑がかかるかかからないか、よく精査してもらないと農業委員会があの時簡単に許可したのかと。こんな問題が起こるのに簡単に許可してもらったら困るというような近所の住民の方から、後々訴訟問題が起こった時には農業委員会には責任があるかなと思ひまして。インバーターという言葉にひっかりましたので、その辺り精査してもらわないと許可できません。
事 務 局	その件に関しましては、こちらは一度許可が下りておりまして、こちらはレイアウト変更ということになるんですが、令和 5 年 12 月に最初に許可を受ける際にそちらの事業所の方には、騒音問題とペースメーカーを付けている方に影響はないのかといったことで地域の住民の方からご相談があったということで、丁寧に地元の説明会を開催していただいて、あちらの要望とかも踏まえた上で事業をしていただくようにとこちらからもお願いをしております。何回にも渡り住民説明会を開催していただいて、地元の農事区長からも同意を得て事業を計画しているものであります。 こちらの道路が交通量が多いということで、もし何かがあった時に緊急用の車両等が停めにくくなるということでそういったこと等も地元の方から要望がございまして、緊急車両の駐車場ということで事業所に配慮いただきまして、一応地元の方からは苦情がない状態で事業を行うということになっております。以上です。

川原田委員	私どものところでソーラーシステムのインバーターでの騒音問題が起きております。それは出来てしまった後の話で、これは計画段階のお話なので、インバーターの騒音がどの程度改善されたのか。 10年前のインバーター設備からは防音設備がかなり進化したのかと想像するわけなんですけれども。そこら辺を精査していただきたいということです。
藤島委員	今までもメガソーラーとか会議でありましたけれども、農業委員会の拒否権ですよ。どこまでできるのかっていうことが。県が許可しているものを今回は騒音問題ですけれども、農業委員会が拒否していいのかと。農業委員会が拒否して出来ないようになったとき裁判になったらどうなるのかという心配があるんですよ。騒音問題というのは企業が注意するとか対策するとか言っているなら、こちらで拒否する権限はないのではないかとそう思います。
事務局	先ほどから騒音問題ということでお話になっていますが、騒音につきましては川原田委員が言われているのは、太陽光発電のパワーコンデショナーのジーっという音がずっとするということと言われてあると思いますが、今回は太陽光発電のパネルのパワーコンデショナーではなく、一般家庭とかでもある蓄電池設備、電気を蓄電するシステムでございまして、列車等に乗せるコンテナみたいなのを想像していただいて、密閉されているコンテナの中に24時間エアコンをつけるような感じで考えてください。 その冷却課程にあるクーラーの室外機のような音は、若干するということは聞いております。ただ、パワーコンデショナーのような音ではないと。説明会の方でパワコンとかの質問とかも出ていますので、騒音に関しての説明は住民の方にきちんとしていただくようにということで、地元の理解も得られていると聞いております。 先ほどの拒否権というお話ですが、農業委員会の方でどうしてもここにというような水利の同意を得て申請をいただいているわけですが、結局その建物のある地域だけの水利同意を得て実際やっておりますので、水利というのは下流域の方にもございますので、それを含めていろんな諸問題がありますので、農業委員会の方で不許可という判断をした場合は、不許可という意見書を出して県に進達することになります。県の方は農業委員会がそういった決定をしたということを踏まえて、県の方で審議をされるわけなんですけれども、やはり先ほども言われましたとおり法律に基づいて許可できるものを許可しないということになった場合は、訴訟問題ということがございます。やむを得ず許可に則っている以上拒否はできないということで、許可をしたという例も近くの自治体でございます。飯塚市の方で、農業委員会と県の方でかなりやりとりをしたというお話も聞いていますけれども、実際は法律に基づいて県が許可してしまっているのだから仕方がないという判断になった例もございます。 農業委員会の審議がどうなるのかというところでそういった問題があるので、そういったところには開発を極力しないようにやっていこうとか。周りを固めていくしか方法はないのではないかと。今回の蓄電池に関しても土地収用法の事業に該当に発電事業が位置付けられたことによって、許可できるようになっていますが、この収容法適用事業、電気事業法、太陽光パネルも電気事業法に位置付けられております。ただし農地法の施

行規則の中で、但し書きで太陽光パネルは除くというような記載がありまして、太陽光の発電というのは1種農地ではできないようになっております。なので国の政策の方が電気のエネルギーの確保、原発を太陽光パネルに転換しようという国の政策の上で、太陽光パネル・太陽光発電を推し進めておりましたので、それでもやはり農地は守らないといけないということで後付けでそういった施行規則がついておりますので、今後蓄電池事業というのも国の政策になっております。わざわざ蓄電池事業を位置付けるという電気事業法を改正して、国の方が今廃棄している電力を蓄電して有効に活用しようといったところで、経産省もそれに対しての補助金をつけているといった状況であります。なので、直に農地法施行規則のなかの太陽光発電パネルは除くといったところに、蓄電池事業も含む農地を守るような農地法関連が、結局他の法律が先んじて行われて農地法の方が追いついていないという状況になっておりますので、ここ2〜3年のうちに蓄電池事業を除くといった文言が追加されるのではないかと考えております。太陽光パネルも蓄電池も農地である必要性はありませんので、やはり農業委員会は農地を守っていくための委員会ですので、その辺りを含めて審議をしていただければと思います。

田 中 委 員 もともとどこから電気を引っぱってくるんですか？

事 務 局 今回ですね、こちらに事業地の一番左にちいさな×印があると思います。こちらに鉄塔がございます。資料11ページの緊急車両及び駐車場がございます。その下の方に正方形の小さい×印がございます。その鉄塔から。他のところの太陽光が昼間買い取りをされているんですが、それがいっぱいになったら買取を止めて電気が廃棄されています。そうなる前にそちらの九電の鉄塔の方から廃棄するはずの電力をこちらに蓄電して、夜間になって発電しなくなったら、エアコン等で電力を使って不足するようになると今度は蓄電池から元に戻す。鉄塔から入れて、鉄塔に戻す。

中 島 委 員 その管理者というのは誰になるのか。

事 務 局 太陽光の事業者になります。

中 島 委 員 自分のところの近くで、太陽光パネルのところが草を切ったことがないようなことになっている。ちゃんともう少しできないかなと。自分はたまに薬ふったり、刈払いで切ったりしている。そういうところが多いのではないかな。

事 務 局 太陽光パネル発電をするところは、周りにフェンスをしないと決まられています。そのフェンスとずっとたどっていくと必ずその管理者名を板版で設置する義務がありますので、そちらにご連絡いただいて地域の方が困っているので中の管理をしてくださいと。

中 島 委 員 こちらでは分かりませんか？

事 務 局 農地をされているのであればこちらで把握しておりますが。

		必ず事業者の設置をするようになっているので、それを確認していただければと思います。
議	長	その他ご質問はございませんか。 質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。
議	長	続きまして、議案第 18 号を議題といたします。 番号 12 について森田委員が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、森田委員の退席をお願いいたします。
議	長	事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局		それでは、7 ページをお願いいたします。 議案第 18 号 農用地利用促進計画（案）の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。 令和 7 年 4 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一
事 務 局		本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。 それでは 8 ページから 10 ページをお願いいたします。 12 件 28 筆 53,901.00 m²
事 務 局		農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。 以上でございます。
議	長	本案について、ご質問はございませんか？
事 務 局		補足をさせていただきます。8 ページから 10 ページに貸し借りの明細がついておりますが、権利の設定を受ける者と権利を設定する者、この間に中間管理機構が入っております。表示がそうになっておりませんけれども、この中間管理機構を通した貸し借りというのが農用地利用促進計画という名称になっておりますので、ここの間に中間管理機構が入っております。

藤 島 委 員	設定をする者、受ける者の両方が決まっていなと中間管理機構は受付ないのでしょうか？
事 務 局	農業経営基盤促進法の利用権設定が 3 月 31 日で完全に廃止されてしまひまして、貸し借りが農地法第 3 条の貸し借りと、中間管理事業法による貸し借りのみに変更になっております。通常の利用権設定と同じように申請の様式も間に中間管理機構という名称が入っているだけの土地の利用権設定という風になっています。今こちらに出てきているのは、決まっている本人さんたちからの申請に基づく貸し借りということです。別の中間管理事業というのは地域全体でみなさんで考えていただいてという事業もございます。
藤 島 委 員	この貸し借りは個人的に決めて出しているんだけど、これを解約したいというときには、まず借り手の方が中間管理機構にどうするか言う？ 借り手の方が中間管理機構にもう解約するといったとき、その地代とういうのはどうなりますか？解約したときに、作る方はすぐにやめますと中間管理機構に言う。貸した方はもうそのままいいですって言うわけですか。
事 務 局	国の理想から言えば、担い手・作り手さんがもう出来ないという時に、解約を機構と作り手さんの方でします。その後地権者さんと解約せずに、地権者さんの同意のもとではありますが、その地域の担い手さんと契約を結ぶ。こちら地権者さんと中間管理機構との解約をせずに、耕作者の方が返した場合、別の担い手さんに貸すということをして国の方は考えております。それをするのが地域計画で、作れなくなつたときに次 10 年後の次の担い手さんを誰にするのか、地域で決めておいていただいておくのが 3 月 31 日に策定しました地域計画になります。 そちらの地域の担い手さんを位置付けている方に、まずここの耕作はどうですか？ということをして話して地権者さんも合意の上で、地権者さんの合意を取るのが地域計画で将来的にどうするのかといった計画になっています。本当はその辺りの将来を見据えてそのための計画だったんですが、実際のところは 5 年後 10 年後は分からないといったことで、完全な地域計画にはなっておりません。なので、地域計画というのは計画を策定したところがスタートですので、そこの地域でまた話し合いを重ねていって、地域の担い手は誰にするのか、もし耕作者が手をあげた時に誰に作ってもらうのかといったところの計画をどんどんブラッシュアップしていって、計画を立てていってもらいたいと。 全く、地権者さんの方がもうその土地を売りたいといったときには、両方、耕作者と中間管理機構、中間管理機構と地権者とどちらも 2 つの合意解約をしていただいて、それぞれの名義変更ということになります。
田 中 委 員	地権者と耕作者両名が合意の上で話しをすればいいのでは？それに中間管理機構も入る？今回も 2 つがあつて契約すれば中間管理機構が管理するけれど、中間管理機構は例えば耕作者がなくて斡旋はしないんですよ？それでは、地権者と耕作者が話さないとうどうしようもない。
事 務 局	契約が 2 つあると思つていただければ。

田 中 委 員	先ほど問題でどちらかがやめたいというのであれば 2 人が合意すれば、委員会に提出すれば解除できるということ？
事 務 局	解除は農業委員会に報告だけになりますので、話し合いができているということであれば解約書を出していただければ。
議 長	よろしいですか？それでは採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。 ここで森田委員の入室をお願いいたします。 続きまして、証明第 2 号を議題といたします。
事 務 局	それでは、11 ページをお願いいたします。 証明第 2 号 非農地証明願について 証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。 令和 7 年 4 月 10 提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一 今月は、非農地証明願について 1 件の申請が出ております。 それでは 12 ページをお願いいたします。 非農地証明願関係 審議番号 1 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：畑 地積：35 m ² 申請人：〇 〇〇 (77)
事 務 局	資料の 16 ページをお願いいたします。 当該地は、非農地証明経過書にありますように、平成初期の鉱害復旧工事の実施により、同地の東側に約 1 メートル高の石積みが施工され同時に縦 6m、横 4m の車庫兼物置が築造されその建物の敷地となっております。地目変更手続きのため非農地証明の申請を行っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。 資料といたしまして 14 ページに位置図、15 ページに申請地、16 ページに非農地証明経過書、17 ページ・18 ページに現況写真を添付しております。以上でございます。
議 長	証明番号 2 番について、副会長に説明をお願いいたします。
副 会 長	4 月 1 日の総会事前打ち合わせの後、会長と事務局で現地を確認しましたところ、農地

		としては使用されておらず、現在は車庫兼物置となっており、今後も農地としての利用は不可能な状態でしたので報告いたします。
議	長	本案について、ご質問はございませんか？
会	場	(なしの声あり)
議	長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって、本案は非農地として証明したいと思います。 続きまして、通知第４号を議題といたします。
事 務 局		それでは、13 ページをお願いいたします。 通知第４号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 7 年 4 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一 今月は 8 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 14 ページから 17 ページに報告書を添付しております。
議	長	本件は報告のみでございます。
議	長	続きまして、会議次第 5 番、その他に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局		次回総会の日程についてでございますが、5 月 9 日（金）10：30 からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。また 4 月 22 日研修会にご参加の委員の皆様におかれましては当日よろしくお願いいたします。
議	長	委員さんの方からは、何かございませんか？
会	場	(なしの声あり)
議	長	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。
副 会 長		これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

3 番委員

4 番委員
